

デイサービスセンターさくらんぼ平田ケアセンター
認知症対応型通所介護運営規程

第1章 事業の目的

(事業の目的)

第1条 医療法人新生会の開設するデイサービスセンターさくらんぼ平田ケアセンター(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業(以下「指定通所介護」という。)は、要介護状態となった場合においてもその認知症の状態である利用者(以下「利用者」という。)に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持及び社会的孤立感の軽減並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2章 人員配置

(職員の職種・員数及び職務内容)

第2条 事業者の提供する指定通所介護に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

①管理者 1名

管理者は、指定通所介護の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②生活相談員 2名以上

生活相談員は、ソーシャルワークの技術をもって、利用者に対して個別的に相談・助言・指導・事務や記録を行う。

生活相談員には、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものを配置する。

③機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。この訓練は、利用者の事業所内での生活・レクリエーション・行事を通じて行われる場合がある。

機能訓練指導員は、関連職種の者と共同して作成された個別機能訓練計画に基づき、個別機能訓練を実施し、効果、実施方法等について評価を行う。

④看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の把握に努め、利用者の体調に変化のあるときは迅速にこれを利用者の家族・主治医へ連絡する。また、必要のあるときは応急の処置を行う。併せて、必要と認められるものに対し、関連職種の者と共同して作成された口腔機能改善管理指導計画に基づき、口腔機能向上サービスを提供する。

⑤介護職員 3名以上

介護職員は、利用者に必要な日常生活上の世話・介護を提供する。

第3章 事業の運営

(事業者の提供する指定通所介護の所在地及び名称)

第3条 事業者の提供する指定通所介護の所在地は、岩国市平田6丁目33-4とする。

第3条の2 事業者の提供する指定通所介護の名称は「デイサービスセンターさくらんぼ平田ケアセンター」とする。

(運営の方針)

第4条 事業者が提供する指定通所介護の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

第4条の2 事業者の提供する指定通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

第4条の3 事業者は、自ら提供するその指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第4条の4 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、行政・地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・他の指定居宅サービス事業者及びその他の保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるものとする。

(受給資格等の確認)

第5条 事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

第5条の2 事業者は、前項の介護保険被保険者証に、介護保険法第78条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときには、当該認定審査会意見に配慮して指定通所介護を提供するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第6条 事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認し、申請が行なわれていない場合には、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なうものとする。

第6条の2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行なわれていない等の場合であって、必要と認めるときには、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者の受けている要介護認定の有効期間の終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 事業者は、指定通所介護の提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・職員の員数並びに勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を書面にて得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第8条 事業者は、正当な理由無く指定通所介護の提供を拒否してはならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業者は、第20条に定める通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡し、適切な他の指定通所介護事業者等を紹介するなど速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(心身の状況等の把握)

第10条 指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者の開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況・その置かれている環境・他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとする。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第11条 事業者は、指定通所介護の介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるものとする。

第11条の2 事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対し情報の提供を行い、指定居宅サービス事業者又はその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第12条 事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届出る事等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行なうために必要な援助を行なうものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第13条 事業者は、居宅サービス計画(施行規則第65条の4第一号のハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合には、当該計画に沿った指定通所介護を提供するものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第14条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代って支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記録し、5年間保存するものとし、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(営業日および営業時間)

第16条 事業者が提供する指定通所介護の営業日および営業時間は、次の通りとする。

① 営業日 月曜日から日曜日とする。祝祭日は営業する。

② 営業時間 8:00～17:30

通常のサービス提供時間は、9:15～17:30までとする。

ただし、サービス計画上必要な場合は、延長サービスとして7:00～9:15、17:30～21:15のサービス提供を実施する。時間延長サービスの加算対象については、通常サービス提供時間とその前後に行った延長サービスの所要時間を通算した時間が9時間以上の場合、通算9時間以上14時間未満が加算対象時間となる。

(利用定員)

第17条 事業者が提供する指定通所介護の利用定員は12名とする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護を含む。)

(指定通所介護の内容)

第18条 事業者の提供する指定通所介護の内容は、以下の通りである。

- ① 日常生活の援助
- ② 個別機能訓練
- ③ 健康状態の確認
- ④ 送迎サービス
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 給食サービス
- ⑦ 相談及び助言
- ⑧ 口腔機能向上サービス

(利用料等の受領)

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める指定通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から、当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額を本人負担に応じ支払いを受けるものとする。

第19条の2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める指定通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額と同額に設定するものとする。

第19条の3 事業者は、前2条の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者より受けるものとする。

- ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用（通常事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり35円）
- ② 食事の提供に要する費用（朝食：250円 昼食・夕食：650円）
- ③ おむつ代 尿パットー40円／1回、リハビリパンツー180円／1回
紙おむつー195円／1回
- ④ サービス計画上必要な場合、介護報酬設定上通常の利用時間とされる金額を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額（時間外延長サービスを延長（預かり）30分ごと500円とする）
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。（実費）
- ⑥ 体験利用料 600円
- ⑦ タオルセット代 150円／1回

第19条の4 事業者は、前条の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、書面で利用者の同意を得るものとする。

第19条の5 事業者は、19条～19条の3における利用料およびその他の費用の額について変更のある場合、変更を行う日の1ヶ月前に説明を行い同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第20条 事業者が提供する指定通所介護の通常の実施地域は、岩国市（由宇町、玖珂町、本郷町、周東町、錦町、美川町、美和町及び離島を除く）とする。ただし、当該実施地域以外の地域に居住する要介護者に対し、サービスの提供を行うことを妨げるものではない。

(緊急時の対応)

第21条 事業者が提供する指定通所介護の従業者は、利用者の体調に急変のある時は、直ちに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。又、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

第22条の2 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供時に、事業所の責めに帰すべき事故が発生した場合には、速やかに損害の賠償を行うものとする。

(秘密の保持)

第23条 指定通所介護の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第23条の2 指定通所介護の職員は、当該事業所を退職した後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第23条の3 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、当該利用者又はその家族の同意を予め書面で得るものとする。

(指導又は指示)

第24条 事業者が提供する指定通所介護の職員は、利用者に対して安全の確保その他指定通所介護の目的達成のため必要な指導又は指示をすることができる。但し、この指導又は指示は、利用者の自由を尊重し、必要最小限度に止めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞無く、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- ① 正当な理由無く指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(非常災害対策)

第26条 営業時間中に災害が発生した場合には、利用者の安全確保に必要な措置をとるものとする。

第26条の2 事業者が提供する指定通所介護の事業所より退避する必要があるときは岩国市の定める避難場所に避難するものとする。

第26条の3 事業者は、消防法を遵守した上で、非常災害に際して必要な消防計画の作成、関係機関への通報及び連携体制を整備し、避難、救出、消火、通報等必要な訓練を実施するものとする。

(認知症対応型通所介護計画)

第27条 事業者が提供する指定通所介護の管理者は、利用者それぞれに応じた認知症対応型通所介護計画（以下、「通所介護計画」という。）を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、書面で同意を得るとともに通所介護計画を交付する

ものとする。

第27条の2 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

第27条の3 事業者が提供する指定通所介護の従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及びその目標の達成状況の記録を行うものとする。

(苦情の対応)

第28条 事業者は、自ら提供した指定通所介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

第28条の2 事業者は、前条の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

第28条の3 事業者は、自ら提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村の行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村の行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

第28条の4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前条の改善の内容を市町村に報告するものとする。

第28条の5 事業者は、自ら提供した指定通所介護に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立に関して、利用者又はその家族に対し必要な援助を行うものとする。

第28条の6 事業者は、自ら提供した指定通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定通所介護に関して国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第28条の7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前条の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第29条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- ① 利用者は、機能訓練設備等事業所内の設備の利用に際しては、その使用方法を遵守するものとする。
- ② 利用者は、他の利用者の障害等に十分配慮し、転倒等事故のないよう努めるものとする。
- ③ 利用者は、事業者が提供する指定通所介護の職員による安全の確保その他指定通所介護の目的達成に必要な指導・指示に従うものとする。

(衛生管理)

第30条 事業者は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

第30条の2 事業者は、食中毒及び感染症の発生及び蔓延を防止するために必要な措置を講ずるように努める。また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を図るものとする。

第30条の3 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための体制（感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、感染症の従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第31条 事業者は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と連携し、地域包括支援センターへ通報する等、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第32条の1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第32条の2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

第32条の3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第33条の1 事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第33条の2 事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護事業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第33条の3 事業者は、指定通所介護の職員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとする。

- ① 指定通所介護を提供する事業者である医療法人新生会の実施する研修。
- ② その他の研修。

第33条の4 事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、岩国市の職員又は岩国市地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設けるものとする。

第33条の5 この規程に定めるものの外、指定通所介護の運営に関する重要事項は、事業者の代表者と指定通所介護の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年 3月 1日より施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日より一部改訂する。
この規程は、平成19年 2月 1日より一部改訂する。
この規程は、平成19年 2月21日より一部改訂する。
この規程は、平成20年 8月 1日より一部改訂する。
この規程は、平成21年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成21年 9月 7日から一部改訂する。
この規程は、平成22年10月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成22年11月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成23年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成23年 9月15日から一部改訂する。
この規程は、平成24年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成25年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成26年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成26年 4月21日から一部改訂する。
この規程は、平成27年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成27年 8月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成28年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成30年 5月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和 3年 5月 1日から一部改訂する。
この規定は、令和 4年 6月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和04年10月01日から一部改定する。
この規定は、令和 4年12月16日から一部改訂する。
この規定は、令和 6年 6月 1日から一部改訂する。
この規定は、令和 7年 4月 1日から一部改訂する。